

仮換地図閲覧における注意事項

- ・ 仮換地図は閲覧のみとなります（※白紙等への書き写し可。）
- ・ 閲覧場所は北谷町役場 2 F 都市計画課内です。
- ・ 閲覧の際は、申請者本人が署名押印（認印可）した「仮換地図閲覧申請書」ならびに身分証明書の写しが必要となります。
- ・ 閲覧時間は午前 8 時 30 分から午後 5 時までです。なお、正午から午後 1 時までの間はいったん退出していただきます。
- ・ 仮換地図への書き込みを行った場合は閲覧を中止していただきます。
- ・ 閲覧場所での飲食・喫煙はできません。
- ・ 閲覧場所での携帯電話・PHS やコンピューター機器などの使用はできません。使用されている場合は、閲覧を取り消す場合があります。閲覧中に携帯電話などをご利用になる場合は、退席のうえご利用ください。
- ・ 閲覧する内容の読み上げ、録音および小型複写機、デジタルカメラ等の持ち込みはできません。読み上げ、録音などの行為や小型複写機等を利用した閲覧行為が確認された場合直ちに閲覧を中止していただきます。

閲覧にかかわる誓約

- ・ 閲覧により入手した情報について、対象となった権利者の基本的人権を守り、個人のプライバシーを保護するため、その管理は個人情報の保護に関する法律に基づいて厳重に行います。
- ・ 閲覧により知り得た事項の使用状況及び管理状況について、北谷町から請求があれば、直ちに報告いたします。
- ・ 閲覧にあたっては、注意事項を厳守し、北谷町職員の指示に従います。

わたしは、仮換地図閲覧にあたり、上記誓約事項を遵守することを誓約いたします。